

労災保険メリット事業 所に職業病労災を適用

— 労働基準監督署の判断を是正させる —

東京土建
一般労働組合
本部

松館 寛

はじめに

石綿で中皮腫になった組合員が労災認定になり組合員も支部も安堵。認定のあとに労基署から「最終ばく露事業所が労災保険のメリット事業所なので料率が変わりになり保険料が大幅に増額になる」という連絡が入りました。支部では労基署に詳細を正すも「労働保険徴収施行規則に基づいている」というのみ。最終ばく露事業現場として協力した事業所、支部に緊迫した状況が生まれました。

本部と支部書記局で5月に労働局交渉を開始。私たちは最終ばく露を「現場」ではなく、事業所の労災認定ではないかと主張しました。その後、労災認定の「調査結果復命書」開示請求し精査したら主張どおり「事業所で働いていた期間でばく露」。その後、労基署は新たに保険徴収法基準も持ち出して本省協議になりました。私たちは、特定疾病の範囲などの理論構成し反論交渉をおこないました。

2月に「労基署の判断を取り消す」との連絡が入りメリット制が継続されることになり、昨年度の料率にもどり事業主から喜ばれています。この労基署の是正が無ければ、

今後の職業病労災認定におおきな影響を与えます。

労災メリット制と職業病を考察します。

1 労働保険のメリット制とは どのようなものか

(1) 当該事業所の労災保険料負担(金額は例)

メリット制が適用された事業所の平成29年度確定保険料が150万円だったのが労災事故適用で確定保険料が280万円に増額。単独事故なら一事故(例えば1年度)で終了しますが、職業病は長期休業が続くので保険料増額も継続します。職業病療養者が死亡し遺族年金または死亡一時金も対象となり、その負担は、当該事業所に適用されます。

(2) メリット制度の意義
(厚労省)

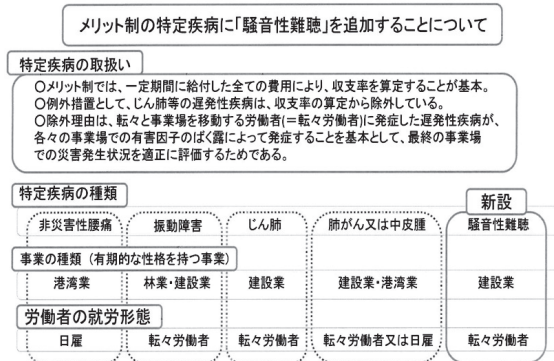
事業主の災害防止努力を促進させる機能を、「危険負担の分散」という保険の基本的機能に失われない範囲で制度の中に仕組むことです。災害実績を評価して、成績のよい事業場には保険料の割り戻しを行い、逆に成績の悪い事業場

からは保険料を割増させるも
 のです。
 この方法によって、個々の
 事業場間の災害発生状況に応

2 建設労働者は転々労働者

じた保険料負担と労災保険事
 業に要する費用負担の低廉化
 を図ろうとするものです。

図 1



所労災として適用したの
 ではないか」と主張しま
 した。開示請求をしてい
 るので労働局の認定理由
 を精査して再交渉をする
 ことにしました。

厚生労働省は現場によ
 って変わる労災保険者を
 「転々労働者」と位置付
 けています。図1は、厚
 生労働省がメリット制の
 特定疾病に難聴を追加し
 たときの図です。労働者
 の就労形態を転々労働者
 と規定しています。

労働局交渉で、労基署の判
 断について「建設業の労災保
 険は二元適用で、建設労働者
 の元請の労災保険は『現場労
 災』が現場ごと。今回の労災
 保険は現場労災なのに、事業

労働者の定義は「第9条この法
 律で『労働者』とは、職業の
 種類を問わず、事業又は事務
 所に使用される者で、賃金を
 支払われる者をいう」とあり、
 一般の労働者等は労災保険が

3 情報開示請求で「調査結果復命書」を精査

特定されます。しかし、建設
 現場で働く労働者の労災保険
 は「現場ごと」に適用になる

ので、ここに一般労災保険と
 建設労災保険との違いがあり
 ます。

(1) アスベストばく露と
 労働者は認める

「調査結果復命書」を開示
 請求で入手し精査しました。

①石綿ばく露作業については
 日報などで、断熱材などに使
 用された石綿が入った外壁材
 の裁断、解体工事などでのば
 く露が確認できる。②石綿に
 よる疾病の認定基準について

は業務上外を認められる。③
 労働者性については、指揮監
 督下、報酬の労務対償性も認
 められるので労働者として判
 断。④労災認定要件を充たす。

(2) 最終ばく露現場は
 「事業所」で認定

石綿ばく露による職業病労
 災申請で一番困難な立証は、

最終ばく露現場（元請労災に
 なる）を特定することです。
 工場労働者などでは明らかに
 特定ができませんが、建設にお
 いて申請人が最終にどこの現
 場で吸ったかは難しい問題と
 いえます。最終ばく露はアス
 ベスト含有建材を扱い加工・
 切断した「現場」となります。

「調査結果復命書」を確認
 すると、「よって、株式会社
 ○○○工務店を最終ばく露事
 業場に特定し、当該事業場の
 労働保険番号で処理すること
 をしたい」と調査結果復命書
 に記載されています。図2で、
 最初の交渉で推測した「事業
 所の労災保険で認定したので
 はないか」という主張の正当
 性が判明しました。

図2

整理番号 []

調査結果復命書

課長 []	次長 []	課長 []	給調官 []	係長 []	係 []	復命年月日 平成28年3月24日
署長判読指示事項 ① 調査官意見のとおり決定する。マ35 ② 下記事由により再調査を要する。						調査官 厚生労働事務官 [] 調査年月日 平成27年9月4日～平成28年3月24日
調査目的 ・業務上外(石綿関連疾患) ・通病関係(最終石綿粉じんばく露現場) ・平均賃金						
名称 [] 代表者名 [] 代表取締役 []						
所在地 江東区 [] 業種 一戸建て住宅の建設						
労働保険番号 13-1-13 [] 労働者数 男 [] 女 [] 合計 []						
被災労働者 氏名 [] 明・女 [] 生年月日 昭和 [] 年10月6日(65歳)						
住所 〒131-0043 墨田区 []						
職種 (常用・日雇) 大工 [] 所定労働時間 週 時間 1日 時間						
雇入年月日 平成6年 [] 月 [] 日 被災年月日 平成 [] 年2月15日						
請求種別 療養(区票) 障害・遺族・葬祭・介護([] 受付年月日 平成27年9月4日						

※黒塗りは労基署と筆者

(2) 最終ばく露事業場の特定について

請求人は、平成6年以降発症に至るまでの間、株式会社 [] 工務店で労働者として就労している。別添の日報や請求書(給与明細)等によれば、平成26年11月4日から平成27年2月13日は関連会社の株式会社 [] サービスで就労しているが、株式会社 [] 工務店 [] からの電話聴取によれば、 [] とのことである。

よって、株式会社 [] 工務店を最終ばく露事業場に特定し、当該事業場の労働保険番号で処理することとした。

4 特定疾病者はメリットから除外

(1) 除外特定疾病とは

交通事故と特定疾病についてはメリット制適用事業所から除外することが一般の解釈です。厚労省の通知文書、「特定疾病にかかった者の範囲は、有機的な性格を持つ事業

及び日雇い又は短期的な雇用形態の労働者に限る……。最終事業場における授時歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場に帰属させることが困難なものにかかった者とされている。」が要約すると現場(労災)が

図3

特定疾病について

メリット制適用事業場の災害発生状況を適正に評価するため、通勤災害等の取扱いと同様に、一定の条件のもとに特定疾病にかかった者に係る保険給付の額及び特別支給金の額並びに遺族補償一時金及び遺族特別一時金を個別事業場の収支率算定式の分子たる保険給付の額及び特別支給金の額から除外することとしている。

この場合において、一定の条件のもとに**特定疾病にかかった者の範囲は、有機的な性格を持つ事業及び日雇い又は短期的な雇用形態の労働者に限る**という観点から、事業場を転々移動する日雇い又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する**特定の疾病**であって、かつ、当該疾病の発症までに**比較的長期間**を要するものであるにもかかわらず**最終事業場における従事歴が短期**であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場に帰属させることが困難なものにかかった者とされている。

一定の期間で変わる建設労働者は石綿を吸い込んでいるので、最終事業場に労災事故としてメリット制適用事業場にすることは公平性に欠けるので除外するということです。

(2) 最終事業場の事業主にのみ帰属させることは不合理(厚労省)とは不合理(厚労省)

日雇い又は短期間の雇用で事業場を転々とする労働者(以下「転々労働者」という。)が多い業種については、別途定めている遅発性の職業性疾病(以下「特定疾病」という。)に転々労働者が罹患した場合には、当該疾病の発生を最終

事業場の事業主にのみ帰属させることは不合理であるため、こうした場合には特定疾病にかかる給付額は算入しないと、**図3(厚労省)**で規定しています。

(3) 労災補償法と労働保険徴収法

労災で事故の時は労災補償法ですが、特定疾病を規定する法律は労働保険徴収法になります。日頃、メリット制に該当する組合員が少ないので徴収法は聞きませんが、徴収法のなかで特定疾病があり、メリット制にかかわってきません。

5 労基署は転々労働者を否定

(1) 転々労働者でも10年以上同一事業所であれば事業所労災に？

労基署は、同一の工務店で平成6年から平成27年2月まで労働者期間なので通達上では「申請人は工務店に長期在籍している労働者で転々労働者では無いので特定疾病にならない」と主張してきました。

(2) 客観的証拠物提出で立証

申請人は現場名や元請現場を大学ノートに書き留めていました。仕事の日給月給での

離が有ることが解りました。

(2) 特定疾病の範囲施行規則に疑義

中心は最終ばく露事業所でしたが、仕事が切れた時や、甘い時には自分仕事もしていました。その時のノートから仕事をおこなった事業所を解りやすくし、さらに従たる事業所の建設業許可書から現場名を写し、申請人が出した人工請求の写し、一つの事業所だけでなく複数の事業所を客観的資料として提出しました。

労基署の「同一事業所で10年以上の従事者は事業所労災という」通達を受入れるものでは有りませんが、指摘をも乗り越えました。

(1) 問題点の整理
今回の案件の問題点を整理すると、転々労働者の労災保険適用とメリット制と特定疾病の関係、事業場と現場との

6 まとめ

労災の違いでした。同じような意味合いの言葉でもありますが、文中でも述べているように労災補償法と労働保険徴収法が混ざり合うと微妙に条例・施行規則・通達の解釈に乖

徴収法の特定疾病の事業欄では「特定業務従事期間が肺がんにあつては10年、中皮腫にあつては1年に満たないもの」との規定があります。石綿ばく露従事者の労働者期間の肺がんは10年、中皮腫は1年以上です」。徴収法の認定要件と労災補償法との齟齬が生まれます。この齟齬が今回の案件を難しくさせました。

(3) 職業病申請を維持し労災隠しをうまない

この案件は申請人の利益擁護でもあります。このようなメリット制に影響がでるようでは、ただでさえ困難な「最終ばく露事業現場特定」の証明に困難性が生まれるとともに、事業所の押印拒否の労災隠しの温床になります。組合員とともに申請援助する組合の担当書記に大きな負担がか

かり職業病労災申請に躊躇が生まれる恐れがあります。今でも狭い職業病労災認定の道を更に狭くします。

(4) 組合員の権利を守る たたかい

今案件は、法の矛盾を洗いだし、的確な立証をできたこととです。労基署の担当調査官は「調査結果復命書」を2回作成している、署長、次長、課長、係長、係が押印しますが、年度がまたがっていったため計10人の役職が関わっていました。東京土建の是正要請に本省（厚労省）にも指導を仰いだようですが、組合側の主張が本省指導を凌駕することができました。

東京土建一般労働組合70年の歴史総括のひとつに、「闘ってこそ道はひらける」です。江東支部の書記局とそれを支えた役員さんが東京土建の歴史的教訓に学んで闘って是正を勝ち取ることができたことは次代への財産となりました。